

「従軍慰安婦」問題の真実

尾形 美明

1. 「従軍慰安婦」の実像

(1) 公娼制度としての「慰安婦」

06年9月13日、米国下院国際関係委員会に於いて、朝鮮系ロビイスト達の強い働きかけに基づき「慰安婦に関する対日非難決議案」が可決された。

しかし、決議案が主張する「日本政府が1930年代から第二次大戦までの間に、若い女性を性奴隷とすることを唯一の目的として強制連行した」という指摘は、全く歴史的事実と反しており、単なる政治的宣伝に過ぎない。

結論から言えば、「慰安婦」システムの実態は単なる公娼制度であり、「慰安婦」とは純然たる「プロの女性」である。つまり、実際に存在していたのは、合法的な民間商業売春営業所であり、そこに働く慰安婦と呼ばれる女達であった。この点については米軍が記録した公式文書にも明確に記録されている。

(2) 米軍記録に見る「慰安婦」の生活

1944年の米軍情報部の公的資料に、北ビルマのミートキーナー慰安所に収容されていた20人の朝鮮人「慰安婦」に対する尋問記録がある。それによれば、これらの「慰安婦」達は、経済的理由から彼女達自身の親によって娼婦としてブローカーに売られたものであり、その対価は一人当たり300円から千円であったという（当時、下士官の月給が約30円程度）。

報告書によれば、売上に対する彼女達の取り分は5割から6割で、月収は兵士の何十倍にもなったという。空いた時間には兵士とスポーツやピクニックを楽しむこともあり、娯楽、社交ディナー等で彼女ら自身楽しんだ。彼女たちは蓄音機も持ち、町の中では買い物に行くことも許された。

彼女達は客を拒否する権利を与えられており、兵士がひどく酒に酔っていた時など、頻繁に行使された。この取調べでは彼女らの健康状態も良い事を示している。

出典：UNITED STATES OFFICE OF WAR INFORMATION

Psychological Warfare Team

Attached to U.S. Army Forces India-Burma Theater APO 689

上記報告書では、「慰安婦」をはっきりと「売春婦」と言い切っている。また、慰安婦の募集にあたり一部のブローカーが違法行為を行う場合があった事を報告しているが、日本

の官憲ないし軍隊による「強制連行」や「奴隷狩り」が行われたという指摘は全くない。

また、1945年、3人の韓国人軍属から聴取した記録でも、「太平洋戦場で会った朝鮮人慰安婦は、全て志願者か、両親に売られたものばかりである。もし女性達を強制連行すれば、老人も若者も朝鮮人は激怒して決起し、どんな報復を受けようとも日本人を殺すだろう」と述べられている。

出典：Composite Report three Korean Civilians List No.78, dated 28 March 1945, “Special Question on Koreans” (U.S. National Archives)。

(3) 「慰安婦」の給料

上述の米軍情報部の調査報告によれば、彼女達の月平均の総収入は1500円前後であり、その40～50%を受け取った。つまり、手取りは1月750円余りという高給取りであったことになる。

これを裏付ける実例もある。文玉珠という朝鮮人元「慰安婦」は、ビルマで「仕事」をした43年6月から45年9月までの間に、日本の野戦郵便局に26145円の貯金をしていた。この事実は、1992年に彼女が貯金の払戻請求のため下関郵便局を訪れ、貯金原簿が見つかり判明した。(彼女は貯金残したままにしている、その後長期間を経過したため、預金債権が時効にかかってしまった) これはつまり、2年3ヶ月の間に2万6千円強という巨額の蓄えをしたということであり、月の平均では1000円近くを稼いでいたことになる。

因みに、日本兵の月給は二等兵が7円50銭、軍曹が約30円であったから、彼女たちは毎月日本兵の100倍～25倍相当を稼いでいたということだ。

(4) 韓国政府も問題視せず

以上に指摘した事実からも明らかなように、「慰安婦」システムは純然たる公娼制度であり、日本本土及び朝鮮半島各地に存在した営利売春産業の一部に過ぎない。従って、第二次大戦が終結し朝鮮が独立した後も、長く「慰安婦」の存在が政治問題として提起されることはなかった。なぜなら、実態を知る者にとって「慰安婦」の存在は問題ではありえなかったからである。当時、軍の駐屯地にある「慰安所」が営利売春施設であることは常識であり、「慰安婦」が親に売られた娘達であることは誰もが知っていた。当時、軍隊が暴力をもって慰安婦を連行したなどという「神話」は存在しなかったのである。

現に、1952年から14年間にわたって行われた日間国交回復交渉において、韓国政府は「慰安婦」問題に一度も言及していない。韓国政府は当時から反日を国是としており、交回復交渉においても大日本帝国の朝鮮統治に一々難癖をつけては強硬に補償を要求していたにも関わらず、14年間もの間、韓国政府からは「慰安婦」の単語一つ登場しなかつ

たのである。

2. 「強制連行神話」の背景

既にのべたように、「慰安婦」システムは単なる公娼制度であり、また長い間そのように理解されて来た。実は、慰安婦について今日語られるような「誘拐」「強制連行」「性奴隷」といった単語が用いられ、政治問題化されるようになったのは1980年代になってからなのである。

戦後40年を経て突然このような「神話」が生まれた背景には、次のようなイベントが存在している。「慰安婦」問題について正確に理解しようとするならば、まずこの「神話」を生んだ背景を知る必要がある。

(1) ある詐話師の「告白」

1983年、山口県下関市在住の吉田清治という日本人の男が「私の戦争犯罪—朝鮮人強制連行」という本を出版した。彼はこの本の中で、1943年、軍命令により韓国の済州島で兵士10名とトラック2台を以って、若い娘や赤ん坊を抱いた母親を、奴隷狩りのように狩り立て連行したと告白した。

実は、吉田は職業的な詐話師であり、「告白」は全くの事実無根であった。しかし彼はその嘘が暴かれるまでの数年間、巧妙な芝居によって多くの人を欺き、印税や講演料による多額の収入を得た。その後、吉田の嘘は皮肉にも韓国人の手によって暴かれた。

吉田の本は89年に韓国で翻訳出版され、それを読んだ韓国の「済州島新聞」の許栄善という女性記者が現地を調査したところ、該当する事実は皆無であった。住民たちは、「自分は当時からここに住んでいるがそんな事は知らない」「250余軒しかないこの村で、15人も連行すれば大事件だがそんな事はなかった」と口を揃えたのである。また、済州島の郷土史家である金捧玉氏も何年間の追跡調査の結果、吉田の証言は事実ではないと断言した。彼は、吉田の本を、「こんなデタラメを書いて儲けようとする、日本人の悪徳を示す商魂の産物だ」と切り捨てた。こうした調査や証言をもとに、許記者は89年8月14日付「済州島新聞」に吉田証言を全面的に否定する記事を書いている。

しかし、「済州島新聞」は所詮発行部数の少ない地方紙にすぎず、結局この記事は殆ど注目されなかった。逆に韓国本土では、吉田証言の本が韓国語に翻訳されたことで、「慰安婦＝強制連行」のイメージが広がっていった。こうして流布された「神話」のイメージは、韓国の指導層によって、手頃な政治カードとして最大限利用された。日本兵が朝鮮女性を鞭打ちながら引き立てていく残虐非道なイメージは、映画、テレビドラマ、雑誌、新聞等に好んで引用され、果ては教科書にまで登場し、特に何の根拠も無いまま歴史的事実とされた。

(2) 反日グループによる政治問題化

「吉田証言」などを基にして「慰安婦問題」を韓国及び日本国内で政治問題化を推し進めたのが日本の「反日」人権活動家グループである。彼らは、わざわざ韓国にまで出かけて、日本政府に「謝罪と賠償」を求める訴訟を起こすための「原告探し運動」を行ったのである。

元慰安婦を探し出す原告探し運動は韓国の「太平洋戦争犠牲者遺族会」などと協力して1989年11月より始まり、1991年12月に三人の元慰安婦による謝罪と補償を日本政府に求める訴訟を東京地裁に提起した。主任弁護士には原告団結成に熱心に取り組んだ反日人権活動家高木健一弁護士が就任した。

(3) 作られた「被害者」

91年8月11、日本の大手日刊紙である「朝日新聞」が同日付の紙面で金学順という女性を紹介し、彼女は『女子挺身隊』の名で戦場に連行され日本軍相手に売春行為を強いられた『元朝鮮人従軍慰安婦』であると報じた。この「元慰安婦」は、わずか17歳で強制的に日本軍に連行され、慰安婦にさせられたはずだった。

しかし彼女は、そのわずか3日後の8月14日にソウルで記者会見し、「母親によって桶屋に売られ、その後養父に連れられて軍隊の慰安所に入った」という事実を告白してしまった。また、彼女は同年の12月に日本政府を相手取って損害賠償請求訴訟を提起しているが、その訴状にも彼女が14歳で「キーセン」となった事実が正直に記載されている。「キーセン」とは、朝鮮古来の性サービス業に従事する女性を指すのだが、この訴訟を仕組んだ弁護士たちは当初その意味を見落としていたようである。

また朝日新聞は「売られた」とは書かずに「挺身隊」の名で戦場に連行されたと書いたのであるが、それを書いた記者は植村隆といい韓国語も達者であり、キーセンハウスに売られたことを知っていたはずなのである。しかも、彼は金学順さんも加わっているその後訴訟を起こす原告組織である「太平洋戦争犠牲者遺族会」のリーダー的存在である梁順任常務理事の娘婿であった。原告の親戚が事実と異なる記事を書いたのである。

なお、裁判の開始後にミスに気づいた弁護団は彼女を教唆し、「軍隊に強制連行された」と主張を変更させている。これは当時の日本国内における「慰安婦強制連行」キャンペーンがいかに無根拠かつ無軌道であったかを示す端的な事例である。

(4) 暗躍する朝日新聞

前述したように、91年12月、政治的意図を持ったグループに教唆された元慰安婦が東京地裁に訴訟を起こし、日本政府の「謝罪と賠償」を求めた。これにより、日本でも一気に「従軍慰安婦」問題がクローズアップされた。

このタイミングは、丁度翌92年1月に予定されていた宮沢喜一首相の訪韓に合わせたものであったが、さらに反日勢力は、宮沢の訪韓直前にも一計を案じた。

左翼的な論調で知られる「朝日新聞」は、92年1月11日朝刊の一面トップで、「慰安所への軍関与示す資料」「政府見解揺らぐ」という見出しの記事を載せた。この記事は、一見すると、あたかも日本軍が「強制連行」を行ったという決定的証拠が発見されたかの如く報じていた。

しかし、実はこの記事は全くのミスリーディングなものであり、「軍の関与を示す資料」と報じた資料は、実際には軍が悪徳ブローカーの取締りを命じた文書だったのである。原文を読んでもみると、当該資料は「慰安婦を斡旋するブローカーの一部が人さらいまがいの募集をやっているが、それは軍の威信に関わるから業者の選定、取締りを厳しくせよ」という趣旨の命令書であり、「強制連行」の証明に役立つ要素は一切なかった。現在では、この記事は、訪韓を直前に控えた宮沢を陥れるという政治的意図が込められた、所謂「吹かし」記事であったと言われている。

もっとも、このような検証が行われたのはその後暫く経ってからであり、全く準備期間のなかった宮沢は真相を知らされないまま訪韓しなければならなかった。訪韓中の宮沢は、韓国からだけでなく国内の共産勢力や反国家的な左翼勢力からも強烈なバッシングを浴びせかけられ、反論する時間も材料も与えられなかった。

この時、胆力のない宮沢は自身の内閣を守るために日本国民を裏切ってしまった。つまり、政治的妥協として、事実を確認しないまま韓国に「謝罪」したのである。彼が日本に帰国し、記事の検証結果を知ったときには既に後の祭りであった。

3. いわゆる「河野談話」

「慰安婦」問題で日本を糾弾する人々は、しばしば、いわゆる「河野談話」を引用して日本政府が「強制連行」を公式に認めていると主張するが、これは誤りである。

「河野談話」の内容と経緯を詳しく理解すれば、これが単なる外交辞礼、リップサービスに過ぎないことが理解できるはずである。

(1) 韓国政府の強い要請

いわゆる「河野談話」は、韓国政府の強い要請に基づいて、当時の内閣官房長官であった河野洋平のコメントとして発表されたものである。

1993年当時、日本と韓国は長く困難な外交交渉を進めていた。韓国の金泳三大統領は、国内世論への配慮から慰安婦問題に固執しており、慰安婦の募集に関して何らかの「強制性」の存在を認めることを日本に強く求めていた。長期にわたる反日プロパガンダで硬化していた韓国の世論は、すでに「慰安婦」が営利売春業であるという事実を受け入れられなくなっていたのである。

韓国側は、「強制連行」の証人として16人の元慰安婦を指名したが、実際に聞き取りを行ってみると身売りのケースが殆どであり、「強制性」の根拠となる証言は一つもなかった。しかし、韓国側の主張は「強制性を認めろ」の一点張りであり、交渉は進展しなかった。

(2) 妥協の産物としての河野談話

韓国の頑な態度により交渉が決裂しかけたとき、韓国側から妥協案が示された。つまり、日本が何らかの「強制性」を認めれば、韓国側は慰安婦問題を以後一切外交問題とせず、金銭的補償も要求しないという提案である。

交渉を纏めて実績作りをしたい政治家や外務官僚にとって、これは魅力的な提案であった。結局彼らは、トーンを弱めた「強制性」を遠まわしに認めることで交渉を纏めるという安易な妥協をしてしまったのである。かくして、93年8月4日、河野洋平官房長官談話が出される事になった。

(3) 誤解を招く表現

このいわゆる「河野談話」では、日本の軍隊や政府が直接「強制連行」を行ったとは認めていない。前述したように、「強制連行」の根拠となる事実は一切発見されていないからである。そこで、韓国側を納得させるために採られた表現は次のようなものである。

- ① ブローカーによる慰安婦の募集にはしばしば違法なもの、強制を伴うものがあった
- ② このブローカーの募集行為について、「官憲等が関与した事例があった」
- ③ 慰安婦の生活状況は必ずしも良好でなく、痛ましいケースがあった

この婉曲的な表現は、確かに文字通りに読めば、業者や制度全体を監督した国家の管理責任、公娼制度一般の悲劇性について述べているだけであり、韓国側が「今後一切問題としない」という約束を守ってくれるのであれば、特に問題にならないはずだった。

しかし、韓国政府は当初の約束を破り、河野談話を「日本政府が強制連行を認めた」証拠だとして大々的にとりあげ、外交カードとして存分に利用している。

4. 「証言集」の信憑性

しばしば「強制連行」の証拠とされるものの中に、韓国政府が編纂した元慰安婦たちの「証言集」がある。これは、ソウル大学の著名な歴史学者である安秉直教授が中心とする「挺身隊研究会」というプロジェクトにより実施された本格的な聞き取り調査の記録である。

この「証言集」によると、調査対象者40余人のうち、まず証言内容が明らかに事実でないか、または自己矛盾するケースを除外し、これで残った19人の証言を掲載したとあ

る。つまり、日本政府の罪を告発しようとする運動体による調査ですら、40余人中20余人の証言が「明らかに不自然」と判断されたのである。

さて、その「証言集」には19人の元慰安婦が登場するが、いわゆる「強制連行」を主張しているケースは4例しかない。しかも、内2人は慰安所の存在しなかったはずの土地で「慰安婦として働いた」と主張しており、信憑性が低いと判断せざるを得なかった。残るのは2人だけだが、一人は前述の金学順、もう一人は文玉珠（上述の2年3ヶ月間で2万6千円余を稼いだ人）であり、後に証言の虚構性が明らかになってしまった。

つまり、この「証言集」では二人とも強制連行されたと証言しているが、前述の通り二人は日本政府を相手取った裁判の原告にもなっており、当該訴状の中では二人とも「身売り」によって慰安婦になったと認めているのである。

韓国政府お墨付きの「証言集」でさえ、信用するに足る証言は一つもないということである。

5. 「従軍慰安婦＝強制連行」神話の元凶

(1) 「従軍慰安婦＝強制連行」神話の元凶は、上記の吉田証言、朝日新聞その他の左翼勢力による情報操作と、これらに対する日本政府の無策な姿勢である。

前述のとおり、現在では吉田証言が完全な創作であったことに争いはないが、これを事実として報道した朝日新聞は未だに記事を訂正していない。そのため、事情に疎い海外の研究者や政治家が「強制連行」の証拠として吉田証言を引用する例が今日もあとを絶たない。

更に朝日新聞は、慰安婦の実態が単なる「身売り」であったことを意図的に隠して、「挺身隊として強制連行」されたと報じた。朝日新聞はこの記事についても未だに謝罪・訂正をしていない。それどころか、彼らは自らの虚言を糊塗するための新たな理論を開発した。「広義の強制性」と呼ばれる概念である。この「広義の強制性」には、本人の自発的意思に基づかない全ての原因が含まれる。

従って、彼らの理論によれば、親が日銭稼ぎに娘を売った場合も、悪質なブローカーに騙された女性が売春業者に売られた場合も、その全てが「日本軍による強制連行」なのである。朝日新聞の報道を「従軍慰安婦＝強制連行」説の根拠として挙げる人々の殆どは、こうした事情を知らない。

(2) このような状況に対して、日本国外務省の対応は全く無策である。それどころか、韓国との間の政治的妥協の産物として、何の根拠も無いまま、あたかも「強制連行」を認めたかのようなコメント（いわゆる「河野談話」）を発表して混乱に拍車をかけてしまった。この点は日本外交の無能を責めるべきである。しかし、そもそも「河野談話」は韓国政府の

強い要請に基づき、生存する元慰安婦の名誉に配慮したコメントを日本側から出すことにより、韓国代表団に「花を持たせる」趣旨で行われた政治ショーに過ぎなかった。

河野は、単なる目先の外交問題処理の目的で、「政治カードとして利用しない」という韓国政府の約束を信じてその要求に応じてしまった。韓国はこの約束を早々に反古にし、「二度と問題にしない」どころか、米国、国連を始め世界中でこの問題を取り上げ、日本を糾弾する政治カードとして最大限「河野談話」を利用している。この韓国政府の不誠実な態度こそ糾弾されるべきであろう。

6. 国連での非難決議

96年2月、従軍慰安婦問題についてのクマラスワミ国連特別報告官の日本政府に対する勧告案（「クマラスワミ報告」）が、国連人権委員会に提出された。この報告書の内容のうち、事実関係に関わる部分は、すべてオーストラリア人ジャーナリストのジョージ・ヒックスが95年に刊行した「慰安婦」(The Comfort Women)という通俗書からの引用である。朝鮮語のできないヒックスは、東京大学の高橋教授に頼んで在日韓国人女性のユミ・リーを紹介してもらい、彼女が日本の左翼運動家達から資料を集め、これを英訳したものを基に本書を執筆した。ヒックス自身、資料の80%は彼女に依存したと認めており、本書の情報源の殆どが日本の左翼活動家であったことは明らかである。この結果、ヒックスの著書は、歴史的事実ではなく、政治的プロパガンダを書き連ねただけの内容になっている。

クマラスワミ報告書は、このヒックスの著書を無批判に引用したために、初歩的な事実誤認や歪曲に満ちた、救いようのない内容になってしまった。典型的なものとしては、「日本陸軍司令官の命令」で、「長崎県知事」が朝鮮人婦女子を「強制輸送」したというエピソードがあるが、命令系統の点だけでもあり得ない話であることは一目瞭然である。（この話は完全な創作であり、現在このような事実を主張する者はいない。）

さらに同報告書は、「日本軍は暴力、あからさまな強制、そして自分たちの娘を誘拐から守ろうとする家族達の殺戮を含む“人狩り”という手段に訴えた」と記している。しかしその主張の根拠は吉田清治の著書「私の戦争犯罪—朝鮮人強制連行」であった。前述の通り、この吉田の著書は韓国人自身の手による調査の結果、89年時点で完全に否定されている。この事実は、同報告書が殆ど何の調査も行わないまま「まず結論ありき」で作成されたことを暗示している。

因みに、同報告書の国連内部での評価が「take note」、つまり最低級であることは意外に知られていない。

* The Women's International War Crime Tribunal on Japan's Military Sexual Slavery

Violence Against Women in War – Network Japan (VAWW-NET -Japan) という

組織が、左翼人権派グループによって、1998年発足した。その代表は、元朝日新聞記者の西野留美子。人権はとなえるが、そのグループのメンバーの誰一人として、近年における日本で最大の人権侵害事件である、北朝鮮拉致問題に対して批判、救済活動を行なったことのないことに象徴されるように、通常の意味における人権など全く関心の埒外な人々である。正確に言えば、かれらは日本糾弾の反日左翼活動を「人権」を隠れ蓑にして行なっているいわば詐欺グループである。

2000年12月8日、VAWW-NETT-Japan は、東京において世界16カ国から人権派の賛同者を集めて、「女性戦犯国際法廷」なるものを開催した。法廷を僭称して言えるものの、検事と判事は存在するが、弁護士は存在しないという全く茶番そのものである。左翼人権リンチと呼ぶべきこのイベントにおいて、日本は慰安婦という性奴隷を若い女性に強いたという「判決」を下したのである。検事には、もはや金正日の自白によって明々白々となっている北朝鮮の国家犯罪であるあの忌まわしい拉致犯罪を行なった対日工作機関の幹部工作員黄虎郎ほか3名が名を連ねている。(黄ともう一名が出席)。これがすべてを語っているといえるような極めて悪質なグループなのである。

このグループが、翌年の2001年12月4日にはオランダのハーグで同じようなイベントを行なったのである。ハーグには国際司法裁判所があることを狙って、Women's International War Crimes Tribunal in Hague を開催したわけである。全く法的根拠のないこの茶番劇を「錯覚」する人を狙ったイベントである。現にアメリカの下院議員で、慰安婦問題に関するわれわれの質問に

“The Woment's International War Crimes Tribunal in The Hague found in December 2001 that the Emperor Showa, General Tojo, and eight other generals were guilty of crimes against humanity during and before World War II and that the current Japanese government is responsible for reparations to the victims of the Imperial Army's "comfort station" system.”

などと答える有様なのである。全く詐欺にはまったケースといわなければならない。人権派詐欺集団といったのは決して、誇張ではないのである。

7、 世界各国に存在した「慰安所」「慰安婦」

そもそも、第2次大戦が行われていた1940年代には、軍隊用の売春施設は特に珍しいものではなく、世界各国に存在していた。なぜなら、「戦場におけるセックス」の問題は、どの国の軍隊にとっても重要かつ解決困難な課題だったからである。

(1) ソ連：

世界難民問題研究協会のドイツ課長であるライヒリンク博士によれば、ソ連赤軍がベルリンまで侵攻してくる間に、190万人の女性が強姦されたという。そのうち140万

人は旧ドイツ東部領など、50万人は後のソ連占領地域に於いて強姦されたとされる。ライヒリンク博士は、強姦の結果として生まれた子供の数を掴む事は不可能だとして、その数を29万2千人と推定している。数値の相当性の問題は措くとしても、こうした戦場の現実が「慰安所」の存在を要求するのである。

(2) アメリカ:

アメリカ軍は1945年5月8日時点で、160万人の兵士がドイツに駐留していた。ハイデルベルクの米軍司令部は、45年3月から4月の間に裁判所で487件の強姦が扱われたとしている。1943年のシシリー島占領後、米軍はドイツ・イタリア軍が運営していた慰安所をシステムと人員ぐるみ引継ぎ、軍医とMPが規制した。

アメリカ軍が日本に進駐した時、最初の1ヶ月、それも神奈川県下だけで2900件の強姦事件が発生した。7年の占領期間中には2536件の殺人と3万件の強姦事件を起こした（高山正之氏、「諸君」3月号‘05）事態を憂慮した、GHQはついに東京都に慰安所の設置を要求した。これはうわさや誇張ではなくれっきとした事実である。

(3) フランス :

フランス軍は45年4月21日にシュツツガルトを占領した。福祉・保険関係の責任者になったガウブ教授はこう報告している。「女性住民はこの災難に十分な準備がなく、多くの場所で強姦行為が何百件となく起こった。60歳以上の女性も16歳以下の少女もこれを逃れる事はできなかった」。

(4) ドイツ:

ソ連に侵攻したドイツ軍は、ソ連ではスターリンが売春を禁じていたので、慰安所を新設せざるを得ず、慰安婦はしばしば強制徴用された。ドイツ本国への強制労働を拒否した若い女性は、代わりに慰安所で働かされた。ユダヤ人も同様であった。

ノルウェー、デンマーク、ベルギー、オランダ、フランスではドイツ兵の子供が約20万人生まれたといわれる。

(5) ベトナム戦争に参加した韓国軍は、現地の慰安婦を米軍同様に利用し、ベトナム人との混血児がたくさん生まれている。

そして韓国では、第2次大戦後も長期にわたり、米軍専用の売春施設が存在し、これを国家が管理していた。

この様に、戦場における性の問題は世界的な普遍現象である。日本軍は確かに慰安施設を積極的に戦地に誘致し利用していたが、これは専ら強姦事件の発生を最小限に抑えるための措置であった。

日本の軍隊公娼システムにおいて、慰安所を運営したのは民間業者であり、軍の関与は生活物資の供給や衛生管理等に留まる。こうした軍隊公娼システムは当時の世界各国に普通に存在していたものであり、日本だけがことさら非難をされる筋合いは全くない。

因みに、日本大学の秦郁彦教授による最新の研究によると、旧日本軍の慰安婦は合計2万人から2万数千人で、その構成は日本人40%、現地人30%、韓国人20%、その他10%と推定されるという。（「戦場と性」（秦郁彦著／新潮社、1999、p.406、410）つまり、韓国人慰安婦の実数は、4～5千人程度というのが実態であり、「20万」などという途方もない数ではあり得ないのである。

以上

参考文献：

「日韓歴史問題の真実」西岡力、PHP

「検証、従軍慰安婦」上杉千年、そうよう社

「慰安婦と戦場の性」秦郁彦、新潮社

「慰安婦強制連行はなかった」太師堂経慰、展転社

「慰安婦問題とアジア基金」大沼保昭他、東信堂

「1945年ベルリン開放の真実—戦争・強姦・子供」ヘルケ・ザンダー他、現代書館